

平成26年度

集 団 指 導 資 料

(共通事項)

居宅サービス

香川県健康福祉部 長寿社会対策課
高松市健康福祉局長寿福祉部 介護保険課

平成27年3月11日、12日、
18日、19日

加算の届出について

指定（介護予防）居宅サービス

指定（介護予防）施設サービス

※地域密着型サービスについては、各保険者にお問い合わせください。

1 届出書類 ①+②+③

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
(介護用、介護予防用)
- ③ 添付資料（準備ができ次第、同報メールにて通知します。）

2 加算変更の届出が必要な場合 ①又は②

- ① 現在の加算の算定内容に平成27年4月1日以降変更がある場合
- ② その他、加算算定要件を満たしていることを確認するために県・高松市が提出を求める場合

3 加算変更の届出書の提出先

高松市内に所在する事業所

高松市介護保険課まで提出

高松市以外に所在する事業所

香川県長寿社会対策課まで提出

4 提出期間

平成27年4月6日(月)～平成27年4月15日(水)

5 提出方法

持参又は郵送

- ・持参の場合、**土、日曜日を除く平日の9時～12時、13時～16時30分の間**に提出してください。
- ・郵送の場合、封筒には加算の届出書類のみ封入し、封筒の表に朱書きで「加算の届出在中」と記載してください。
 - ・4月15日までに不備のない状態の書類を提出してください。

6 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算については、介護職員処遇改善加算の資料を参照してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当する	体制	等	割引	
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他			1 なし 2 あり	
			定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある				
			サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり				
11 訪問介護	身体介護 生活援助 通院等乗降介助		特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ				
			特別地域加算	1 なし 2 あり				
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当				
12 訪問入浴介護			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ				
			特別地域加算	1 なし 2 あり				
13 訪問看護	訪問看護ステーション 病院又は診療所 定期巡回・随時対応サービス連携		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ				
14 訪問リハビリテーション	病院又は診療所 介護老人保健施設		特別地域加算	1 なし 2 あり				
			中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当				
15 訪問看護	緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制		緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり				
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可				
			ターミナルケア体制	1 なし 2 あり				
16 訪問看護	看護体制強化加算		看護体制強化加算	1 なし 2 あり				
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 イ及びロの場合 3 ハの場合				
			短期集中リハビリテーション実施加算	1 なし 2 あり				
17 訪問リハビリテーション	病院又は診療所 介護老人保健施設		リハビリテーションマネジメント加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ				
			社会参加支援加算	1 なし 2 あり				
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり				

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）

事業所番号									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当する	体制等	割引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 6 2級地 7 3級地 2 4級地 3 5級地 4 6級地 9 7級地 5 その他		1 なし 2 あり
			サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり		
61 介護予防訪問介護			特別地域加算	1 なし 2 あり		1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			介護職員処遇改善加算	1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ		
62 介護予防訪問入浴介護			特別地域加算	1 なし 2 あり		1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ-イ 2 加算Ⅰロ 1 なし 5 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ		
63 介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり		1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当		
			緊急時介護予防訪問看護加算	1 なし 2 あり		
64 介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設		特別管理体制	1 対応不可 2 対応可		1 なし 2 あり
			看護体制強化加算	1 なし 2 あり		
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり		

サービス提供体制強化加算の拡大

介護福祉士については、継続的に専門性を高めることを前提とし、介護職の中核的な役割を担う存在として位置づける方向性が示されていることを踏まえ、介護福祉士の配置がより一層促進されるよう、サービス提供体制強化加算の要件については、新たに介護福祉士の配置割合がより高い状況を評価するための区分を創設する。

また、処遇改善に向けた取組を一層推進する観点から、処遇改善加算と同様に、サービス提供体制強化加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

<サービス別加算要件及び単位数>

(介護福祉士割合5割以上)

サービス	現行	新
介護老人福祉施設	(I) 介護福祉士5割以上： 12 単位/日	(I) イ 介護福祉士6割以上： <u>18 単位/日</u> (I) ロ 介護福祉士5割以上： 12 単位/日
地域密着型介護老人福祉施設		
介護老人保健施設（短期入所療養介護 （老健、病院、診療所、認知症病棟含む））		
介護療養型医療施設		
短期入所生活介護（空床利用含む）		
介護予防短期入所生活介護		
短期入所療養介護		
介護予防短期入所療養介護		
認知症対応型共同生活介護		
介護予防認知症対応型共同生活介護		
特定施設入居者生活介護		
介護予防特定施設入居者生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		

(介護福祉士割合4割以上)

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	(I) 介護福祉士4割以上： 500 単位/月	(I) イ 介護福祉士5割以上： <u>640 単位/月</u> (I) ロ 介護福祉士4割以上： 500 単位/月
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	(I) 介護福祉士4割以上： 12 単位/回	(I) イ 介護福祉士5割以上： <u>18 単位/回</u> (I) ロ 介護福祉士4割以上： 12 単位/回
介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション	【要支援Ⅰ】(包括報酬) (I) 介護福祉士4割以上： 48 単位/月 【要支援Ⅱ】(包括報酬) (I) 介護福祉士4割以上： 96 単位/月	【要支援Ⅰ】(包括報酬) (I) イ 介護福祉士5割以上： <u>72 単位/月</u> (I) ロ 介護福祉士4割以上： 48 単位/月 【要支援Ⅱ】(包括報酬) (I) イ 介護福祉士5割以上： <u>144 単位/月</u> (I) ロ 介護福祉士4割以上： 96 単位/月

(介護福祉士割合3割以上)

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	(I) 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：24 単位/回	(I) イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：36 単位/回 (I) ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：24 単位/回
夜間対応型訪問介護 (包括型：夜間対応型訪問介護)	(I) 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：12 単位/回【包括型】 (II) 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：84 単位/月	(I) イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：12 単位/回【包括型】 (II) イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：126 単位/月 (II) ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：84 単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(I) 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：500 単位/月	(I) イ 介護福祉士4割以上又は介護福祉士等6割以上：640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士3割以上又は介護福祉士等5割以上：500 単位/月

(参考) サービス提供体制強化加算について (改定後)

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれか以上に該当すること。 ① 介護福祉士が40%以上配置されていること、又は、介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が30%以上配置されていること、又は、介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。	①：36単位/回 ②：24単位/回 ①：18単位/回 ②：12単位/回 (包括型 ①：126単位/人・月 ②：84単位/人・月)
夜間対応型訪問介護	○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。 ○ 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること。	6単位/回 6単位/回
訪問看護	○ 研修等を実施しており、かつ、3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。 ○ 3年以上の勤続年数のある者が配置されていること。	①：18単位/回 ②：12単位/回 ③：6単位/回
訪問リハビリテーション	次のいずれか以上に該当すること。 ① 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が40%以上配置されていること。 ③ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：18単位/回 ②：12単位/回 ③：6単位/回 ※介護予防通所介護・介護予防通所リハビリ 【要支援1】 ①：144単位/人・月 ②：48単位/人・月 ③：24単位/人・月 ④：96単位/人・月 ⑤：48単位/人・月
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれか以上に該当すること。 ① 介護福祉士が40%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が30%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。 ③ 常勤職員が60%以上配置されていること。 ④ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：640単位/人・月 ②：500単位/人・月 ③・④：350単位/人・月
標準通所介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれか以上に該当すること。 ① 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が40%以上配置されていること。 ③ 常勤職員が60%以上配置されていること。 ④ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：640単位/人・月 ②：500単位/人・月 ③・④：350単位/人・月
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれか以上に該当すること。 ① 介護福祉士が40%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が30%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。 ③ 常勤職員が60%以上配置されていること。 ④ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：640単位/人・月 ②：500単位/人・月 ③・④：350単位/人・月
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれか以上に該当すること。 ① 介護福祉士が40%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が60%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が30%以上配置されていること、又は、介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。 ③ 常勤職員が60%以上配置されていること。 ④ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：640単位/人・月 ②：500単位/人・月 ③・④：350単位/人・月
認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	次のいずれか以上に該当すること。 ① 介護福祉士が60%以上配置されていること。 ② 介護福祉士が50%以上配置されていること。 ③ 常勤職員が75%以上配置されていること。 ④ 3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること。	①：18単位/人・日 ②：12単位/人・日 ③・④：6単位/人・日

※1 訪問介護及び居宅介護支援については、特定事業所加算においては、人材に関する同旨の要件を定めている。

※2 表中、複数の単位設定がされているものについては、いずれか一つのみを算定することができる。

※3 介護福祉士に係る要件は「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「看護・介護職員の総数に占める常勤職員の割合」、勤続年数に係る要件は「利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員の割合」である。

平成27年3月9日

介護サービス事業者 様
(高松市外に所在を置く事業所)

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公印省略)

サービス提供体制強化加算について

標記加算については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項」（平成12年3月1日老企第36号）及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号）により算定しているところであるが、平成27年以降の算定に当たっては、次のとおり取り扱うこととするので、遺漏のないようにしてください。

なお、下記1については、平成27年4月において当該取扱いと同様の内容の基準改正が行われる予定（別紙のとおり）のため、平成26年度の実績を算出する際に限るものとする。

記

1 職員の割合の算出の際の常勤換算方法における通常の勤務時間を短縮して勤務している職員の勤務時間の取扱いについて

介護保険法において、常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであり、常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」という。）の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとしている。

近年、育児短時間勤務など様々な働き方を導入している法人もあることから、職員の割合の算出の際の常勤換算において、次のとおり取り扱うものとする。

育児短時間勤務など時間短縮で勤務できることが就業規則で定められており、雇用契約上は常勤として扱われること、及び時間短縮後の勤務すべき時間が週32時間以上であること、を条件としてサービス提供体制強化加算における職員の割合の算定を行う際に、当該職員の有給休暇や出張の期間についてその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、勤務したものとして取り扱うこととする。

なお、勤務時間には、暦月で1月を超えない有給休暇や出張の期間を算入するが、通常の常勤の従業者が勤務すべき時間数で除するため、常勤換算時は1未満となる。

例：常勤従業者 1名（週40時間 月160時間勤務）、
 常勤従業者（時短） 1名（週35時間 月140時間勤務）
 上記場合で、常勤従業者（時短）が1日（8時間）有給休暇を取得した場合

旧	新
当該月の常勤換算 （常勤従業者の月の勤務時間＋常勤従業者（時短）の月の勤務時間）／就業規則の範囲内で勤務した時間数の最大値＝（160＋132）（常勤従業者（時短）は、非常勤の従業者の扱いとなり有給休暇の時間数は勤務延時間数に含めない）／160 ＝1.825	当該月の常勤換算 （常勤従業者の月の勤務時間＋常勤従業者（時短）の月の勤務時間）／就業規則の範囲内で勤務した時間数の最大値＝（160＋140）（有給休暇を取得しているが、暦月で1月を超えないため、勤務したものとする）／160 ＝ <u>1.875</u>

2 人員基準欠如に該当する場合の取扱いについて

サービス提供体制強化加算は、サービスの質が一定以上に保たれている事業所を評価する加算であり、人員基準欠如に該当しないことが算定要件の1つとなっているが、人員基準欠如（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）に定める基準）に該当する場合の前年度の平均の算定方法について、明示されていないことから、次のとおり取り扱うものとする。

例 次の表のように人員基準欠如に該当した場合、①又は②のように取扱う。

月	5月	6月	7月	8月以降
人員体制	人員基準欠如	人員基準欠如	人員基準欠如解消	人員基準欠如なし

- ① 4月1日に指定した事業所（新規指定）において、7月～9月の実績により職員の割合の算出を行い、サービス提供体制強化加算の要件を満たすのであれば、10月15日までに届出を提出し、11月1日から算定可能
- ② 継続（前年度の実績が6月以上）事業所において、5月、6月は除く4月から翌年2月の実績により職員の割合の算出を行う。

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）
 （変更点は下線部）

現行	改正案
<p>第一 基準の性格 略</p> <p>第二 総論 1 略 2 用語の定義 (1) 略 (2) 略 (3) 「常勤」</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であつて、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととする。（以下略）</p>	<p>第一 基準の性格 略</p> <p>第二 総論 1 略 2 用語の定義 (1) 略 (2) 略 (3) 「常勤」</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、<u>例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</u></p> <p><u>また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であつて、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。</u>（以下略）</p>

以下の基準においても上記と同様の基準改正の予定

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号老人保健福祉局企画課長通知）
 ○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号老人保健福祉局企画課長通知）
 ○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号老人保健福祉局企画課長通知）

[参考]

(老企第36号 平成12年3月1日)

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について

○訪問入浴介護

第2の3（7）サービス提供体制強化加算の取扱い

①～③（-略-）

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

○訪問看護

第2の4（23）

① 3（7）①から⑥までを参照のこと。

② 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

③ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

○通所介護

第2の7（16）

① 3（7）④から⑥まで並びに4（23）②及び③を参照のこと。

② 指定通所介護を利用者に直接提供する職員又は指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

○通所リハビリテーション

第2の8（20）

① 3（7）④から⑥まで並びに4（23）②及び③を参照のこと。

② 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員を指すものとする。なお、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であつて、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあつては、これらの職員も含むものとする。

（老企第40号 平成12年3月8日）

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について

○短期入所生活介護

第2の2（14）

① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

② 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。

③ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

⑤ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

⑥ 同一の事業所において指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

○短期入所療養介護

第2の3（14）

- ① 2の（14）①から④まで及び⑥を準用する。
- ② 指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

○介護老人福祉施設

第2の5（29）

- ① 2の（14）①から④まで及び⑥を準用する。
- ② 指定介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

○介護老人保健施設

第2の6（32）

- ① 2の（14）①から④まで及び⑥を準用する。
- ② 介護保健施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

○介護療養型医療施設

第2の7（26）

- ① 2の（14）①から④まで及び⑥を準用する。
- ② 指定介護療養施設サービスを利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士として勤務を行う職員を指すものとする。

※ 介護予防サービスにおけるサービス提供体制強化加算については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）をご確認ください。

平成27年3月9日

介護サービス事業者 様

高松市健康福祉局長寿福祉部介護保険課長

サービス提供体制強化加算について

標記加算については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項」（平成12年3月1日老企第36号。）及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号。）により算定しているところであるが、平成27年以降の算定に当たっては、次のとおり取り扱うこととするので、遺漏のないようにしてください。

なお、下記1については、平成27年4月において当該取扱いと同様の内容の基準改正が行われる予定（別紙のとおり）のため、平成26年度の実績を算出する際に限るものとする。

記

1 職員の割合の算出の際の常勤換算方法における通常の勤務時間を短縮して勤務している職員の勤務時間の取扱いについて

介護保険法において、常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものであり、常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」という。）の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとしている。

近年、育児短時間勤務など様々な働き方を導入している法人もあることから、職員の割合の算出の際の常勤換算において、次のとおり取り扱うものとする。

育児短時間勤務など時間短縮で勤務できることが就業規則で定められており、雇用契約上は常勤として扱われること、及び時間短縮後の勤務すべき時間が週32時間以上であること、を条件としてサービス提供体制強化加算における職員の割合の算定を行う際に、当該職員の有給休暇や出張の期間についてその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、勤務したものとして取り扱うこととする。

なお、勤務時間には、暦月で1月を超えない有給休暇や出張の期間を算入するが、通常の

常勤の従業者が勤務すべき時間数で除するため、常勤換算時は1未満となる。

例：常勤従業者 1名（週40時間 月160時間勤務）、
 常勤従業者（時短） 1名（週35時間 月140時間勤務）
 上記場合で、常勤従業者（時短）が1日（8時間）有給休暇を取得した場合

旧	新
当該月の常勤換算 （常勤従業者の月の勤務時間＋常勤従業者（時短）の月の勤務時間）／就業規則の範囲内で勤務した時間数の最大値＝（160＋132）（常勤従業者（時短）は、非常勤の従業者の扱いとなり有給休暇の時間数は勤務延時間数に含めない）／160 ＝1.825	当該月の常勤換算 （常勤従業者の月の勤務時間＋常勤従業者（時短）の月の勤務時間）／就業規則の範囲内で勤務した時間数の最大値＝（160＋140）（有給休暇を取得しているが、暦月で1月を超えないため、勤務したものとする）／160 ＝ <u>1.875</u>

2 人員基準欠如に該当する場合の取扱いについて

サービス提供体制強化加算は、サービスの質が一定以上に保たれている事業所を評価する加算であり、人員基準欠如に該当しないことが算定要件の1つとなっているが、人員基準欠如（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）に定める基準）に該当する場合の前年度の平均の算定方法について、明示されていないことから、次のとおり取り扱うものとする。

例 次の表のように人員基準欠如に該当した場合、①又は②のように取扱う。

月	5月	6月	7月	8月以降
人員体制	人員基準欠如	人員基準欠如	人員基準欠如解消	人員基準欠如なし

- ① 4月1日に指定した事業所（新規指定）において、7月～9月の実績により職員の割合の算出を行い、サービス提供体制強化加算の要件を満たすのであれば、10月15日までに届出を提出し、11月1日から算定可能
- ② 継続（前年度の実績が6月以上）事業所において、5月、6月は除く4月から翌年2月の実績により職員の割合の算出を行う。

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）
 （別紙：参考）
 （変更点は下線部）

現行	改正案
<p>第一 基準の性格 略</p> <p>第二 総論 1 略 2 用語の定義 (1) 略 (2) 略 (3) 「常勤」</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととする。（以下略）</p> <p>略</p>	<p>第一 基準の性格 略</p> <p>第二 総論 1 略 2 用語の定義 (1) 略 (2) 略 (3) 「常勤」</p> <p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、<u>例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</u></p> <p>また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。（以下略）</p> <p>略</p>

以下の基準においても上記と同様の基準改正の予定

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号老人保健福祉局企画課長通知）
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号老人保健福祉局企画課長通知）
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号老人保健福祉局企画課長通知）
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

[参考]

(老企第36号 平成12年3月1日)

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について

○訪問入浴介護

第2の3（7）サービス提供体制強化加算の取扱い

①～③（-略-）

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とする。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。

⑥ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

○訪問看護

第2の4（23）

① 3（7）①から⑥までを参照のこと。

② 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

③ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

○通所介護

第2の7（16）

① 3（7）④から⑥まで並びに4（23）②及び③を参照のこと。

② 指定通所介護を利用者に直接提供する職員又は指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

○通所リハビリテーション

第2の8（20）

① 3（7）④から⑥まで並びに4（23）②及び③を参照のこと。

② 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員を指すものとする。なお、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあつては、これらの職員も含むものとする。

（老企第40号 平成12年3月8日）

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について

○短期入所生活介護

第2の2（14）

① 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあつては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。

ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

② 前号ただし書の場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに訪問通所サービス通知第1の5の届出を提出しなければならない。

③ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。

④ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

⑤ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

⑥ 同一の事業所において指定介護予防短期入所生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

○短期入所療養介護

第2の3（14）

- ① 2の（14）①から④まで及び⑥を準用する。
- ② 指定短期入所療養介護を利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

○介護老人福祉施設

第2の5（29）

- ① 2の（14）①から④まで及び⑥を準用する。
- ② 指定介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

○介護老人保健施設

第2の6（32）

- ① 2の（14）①から④まで及び⑥を準用する。
- ② 介護保健施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士として勤務を行う職員を指すものとする。

○介護療養型医療施設

第2の7（26）

- ① 2の（14）①から④まで及び⑥を準用する。
- ② 指定介護療養施設サービスを利用者に直接提供する職員とは、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士として勤務を行う職員を指すものとする。

※介護予防サービスにおけるサービス提供体制強化加算については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）をご確認ください。

※地域密着型サービスにおけるサービス提供体制強化加算については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）をご確認ください。

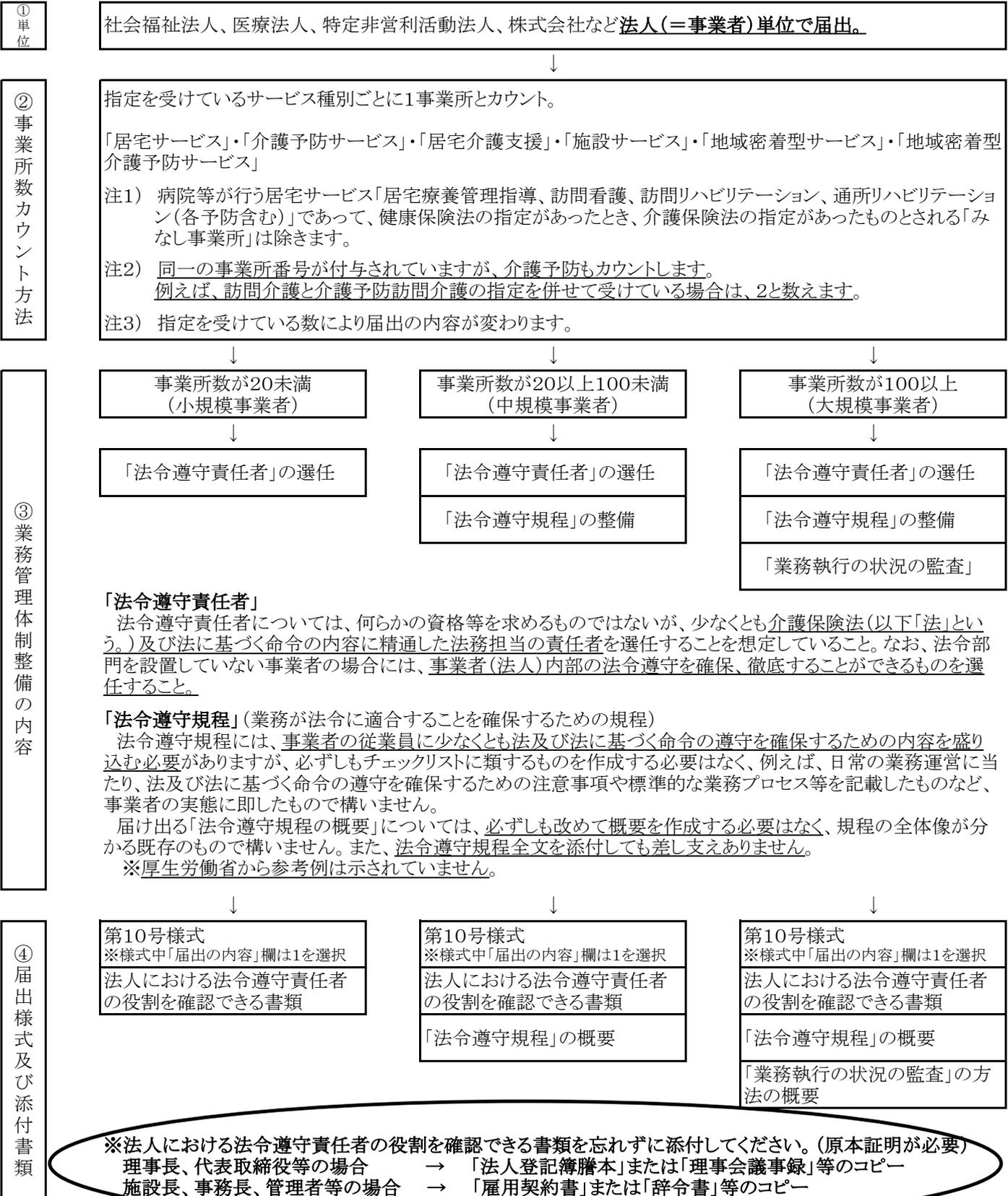
介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から全ての介護サービス事業を行う法人に対して、法令遵守責任者の選任などの業務管理体制の整備をすること及び届出が義務付けられました。
 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

○ 業務管理体制の整備に関して、新規に届け出る場合

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

※新規に法人を立ち上げ、介護サービス事業の指定を受けた時から、遅滞なく提出してください。



⑤ 届出先	① 事業所等が2以上の都道府県に所在	→ 厚生労働大臣又は地方厚生局長
	② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在	→ 市町長
	③ ①及び②以外	→ 香川県 長寿社会対策課 施設サービスグループ

○ 以下の場合は、変更届を提出してください。

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

⑥ 変更届について	① 事業所等の指定等により、事業展開地域が変わり届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項)	→	第10号様式を提出 ※様式中「届出の内容」欄は2を選択												
	注) 区分の変更に関する届出は、 <u>変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出ること。</u> 例: A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県においても事業を開始した場合の届出先 A県知事⇒地方厚生局長に変更														
	② 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項)	→	第11号様式を提出												
	※変更届が必要となる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・ 事業所(施設)の名称及び所在地 ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) 														
注1) 以下の場合は、変更届は不要です。															
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合(事業所区分に変更がない場合) ・ 法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 															
注2) 変更届には、変更内容が分かる書類を添付してください。															
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">変更内容</th> <th style="width: 50%;">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 </td> <td>定款、寄付行為及び登記事項証明書 等</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所(施設)の名称及び所在地 </td> <td>土地及び建物の登記事項証明書 等</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 </td> <td>法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) </td> <td>法令遵守規程の概要(規程全文でも可)</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) </td> <td>業務執行の状況の監査の方法の概要</td> </tr> </tbody> </table>		変更内容	添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 	定款、寄付行為及び登記事項証明書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所(施設)の名称及び所在地 	土地及び建物の登記事項証明書 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 	法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) 	法令遵守規程の概要(規程全文でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) 	業務執行の状況の監査の方法の概要		
変更内容	添付書類														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の名称または氏名 ・ 主たる事務所の所在地 ・ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 	定款、寄付行為及び登記事項証明書 等														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所(施設)の名称及び所在地 	土地及び建物の登記事項証明書 等														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 	法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) 	法令遵守規程の概要(規程全文でも可)														
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) 	業務執行の状況の監査の方法の概要														

⑦ 様式	届出様式は、下記のホームページからダウンロードしてください。 「かがわ介護保険情報ネット」―「事業者支援情報」―「○指定・届出」―「様式集」―「業務管理体制の届出」 http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/kanritaisei.html
---------	--

⑧ 担当	香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3266 FAX:087-806-0206
---------	---

平成27年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の 整備に係る届出書の届出先が変わります

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が下記のとおり変更となります。

【現行】

【平成27年4月以降】

事業所等の所在状況	届出先
2以上の都道府県の区域、 かつ、3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域、 かつ、1又は2の地方厚生局の区域	地方厚生局長
1の都道府県の区域 ----- うち、1の指定都市の区域	----- 都道府県知事
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長

届出先
厚生労働大臣(本省)
事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
都道府県知事
指定都市の長
市町村長

※ なお、この法改正による届出先の変更に伴う届出の必要はありません。



平成26年度 介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査（一般検査） 結果

検査事項	傾向	留意点	取組事例
①法令遵守についての方針の策定について（※）	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守方針を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 一部の事業者において、法令遵守マニュアル以外の規程、規則等に法令遵守についての方針を定めているとの回答があったが、当該規程等を確認したところ、法令遵守責任者の役割が定められていない等、内容が不十分な事例が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の基本理念、法令遵守責任者の役割、法人の法令遵守体制について規定されたマニュアル等が整備されていることが望ましい。 業務管理体制は法人単位の届出であるため、法人単位の法令遵守マニュアルを整備することが望ましい。 定期的に、現在のマニュアル等の見直しを行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守マニュアルを整備し、職員に周知するとともに、施設内に掲示している。
②法令遵守責任者の役割について	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者が誰であるかを答えられない事業者が見受けられた。 法令遵守責任者の役割及び業務内容について答えられない事業者が見受けられた。 法令遵守責任者の役割を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者の役割を定め、全職員に周知することで法令遵守に関する責任の所在が明確になる。 法令遵守責任者は、事業者が運営する各事業所の法令遵守に関する取組状況を、定期的に確認することが望ましい。 法令遵守責任者を中心として法令改正や果からの通知等の周知体制を構築することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守マニュアルに法令遵守責任者の役割や業務内容について規定している。 法令遵守責任者に対して「法令遵守責任者に任命する」旨の辞令を交付している。 法令遵守責任者自らが、国の審議会等の資料、報酬改定の概要等を、各事業所に周知している。

※ 事業所数が20以上100未満の中規模事業者については、法令遵守規程を整備し概要を届出ることが義務付けられています。

検査事項	傾向	留意点	取組事例
③法令遵守体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止、身体拘束抑制、事故の発生防止及び適正な介護報酬の請求等について、多くの事業所が職員への研修や注意事項についての周知を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令等違反の疑いがあった場合の内部通報の仕組みを確立することが法令等違反行為の未然防止につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護報酬の請求内容について、請求事務担当者の後に法令遵守責任者が再確認するなど、ダブルチェック体制を徹底している。 内部通報に関する規程を整備し、規程中で通報窓口や通報者等の不利益取扱いの禁止等について定めている。 ヒヤリハット事例について、重要なものはその都度、各事業所管理者に周知している。
④法令遵守に係る評価・改善活動について	<ul style="list-style-type: none"> 多くの事業者が、職員会議等でサービス提供中に発生した問題について改善活動を行っていた一方で、一部の事業者において、評価・改善活動が行われていなかった。 事業者内部で研修を実施しているが、法令遵守に関することは行っていない事業者が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 問題発生前又は問題発生時に、原因分析・再発防止等の評価・改善活動を行うことが望ましい。 評価・改善活動を実施した会議等の記録を整備し、職員間で回覧することで情報共有を図ることができる。 法令遵守についても研修に加えることで、事業所等における法令遵守の意識が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議で発生した問題について情報を共有し、改善や予防措置が講じられている。

※ 事業所数が20以上100未満の中規模事業者については、法令遵守規程を整備し概要を届出ることが義務付けられています。